

指定校変更申請審査基準（転入学及び区内転居）

- (1) 許可は学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提とし、問題がある場合は不許可とすることができる。
- (2) (1) に問題がない場合、下表の事由に該当する場合は、許可することができる。

1 地理的・身体的事由

判断基準（具体例）	必要書類等	備考
距離が最も近い学校を希望する場合	なし	地図上の計測距離による
定期的な通院治療を要する疾病があり、希望校への通学が治療にとって望ましいと認められる場合	・定期的に通院する必要があることが確認できる書類（診断書等）	自宅、学校、病院の位置関係から希望校への入学が妥当であると考えられる場合に限る

2 家庭事情

判断基準（具体例）	必要書類等	備考
本人の兄弟姉妹が既に希望校に在学している場合	なし	
保護者の就労状況等により、登校前及び下校後の保護に欠ける状態にあり、希望校の近くにある親戚等の家に預けざるを得ない場合	・勤務証明書（保護者全員分） ・保護証明書	原則として小学生のみ認める
保護者の就労状況等により、登校前及び下校後の保護に欠ける状態にあり、学童保育施設に預けざるを得ない場合	・勤務証明書（保護者全員分） ・大田区学童保育利用申請状況確認票	通勤経路や学童の預かり時間等から、当該学童に預けることが妥当であると考えられる場合に限る

3 転居

判断基準（具体例）	必要書類等	備考
就学期日から1年以内に確実な転居条件が整っていて、転居先の指定校を希望する場合	・転居先が確認できる書類（建築請負契約書、不動産売買契約書等）	原則として転居予定日までの期限付許可とする
就学期日から1年以内に確実な転居条件が整っていて、転居先の指定校以外の学校を希望する場合 （他の指定校変更理由が必要）	・転居先が確認できる書類（建築請負契約書、不動産売買契約書等） ・他の指定校変更理由に必要な書類	
就学期日までに転居予定であるが、転居前の指定校への入学を希望する場合 （他の指定校変更理由が必要）	・転居先が確認できる書類（建築請負契約書、不動産売買契約書等） ・他の指定校変更理由に必要な書類	
学年途中の転居時 ・短期間の内にたびたび住所を変える予定があり、教育環境面に配慮を要する場合 ・学習や学校行事、進学など時期的な配慮を要する場合		学校長の所見を参考とする場合がある。（転居先からの通学経路・距離・時間等）

4 性格・友人関係

判断基準（具体例）	必要書類等	備考
児童・生徒の性格に特に配慮を要する場合	・友人関係についての確認書	
友人関係が良好であり、転校による精神的な負担を回避するため、区内転居後も引き続き転居前の学校に通学を希望する場合		学校長の所見を参考とする場合がある。（友人関係の配慮の必要性、転居先からの通学経路・距離・時間等）

5 部活動（中学生のみ）※1

指定校に希望する部活動がない場合	・部活動入部希望書	希望部活動のある自宅から最も近い学校に限る
------------------	-----------	-----------------------

※1 部活動は学校の諸事情により入学までの間または在学中に廃部となる場合もありますので、予めご承知ください

6 その他

教育委員会が真にやむを得ない特段の事情があると認めた場合	・教育委員会が指定する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・区立学校在籍者については、在籍校長の所見がある場合に限る ・新入学時は、教育委員会での面談を必須とし、入学校は教育委員会による調整で決定する
------------------------------	---------------	--